

条例化及び要綱化の全体像

厚生労働省令

- 1 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準
- 2 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準
- 3 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準
- 4 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準
- 5 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準
- 6 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準
- 7 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
- 8 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準
- 9 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準

スライド

県条例

- 1 奈良県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例
- 2 奈良県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例
- 3 奈良県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例
- 4 奈良県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
- 5 奈良県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
- 6 奈良県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例
- 7 奈良県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例
- 8 奈良県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例
- 9 奈良指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例

【条例の概要】

A 国省令と同様の取扱いを規定する項目

B 本県独自の基準を規定する項目

- ① 居室等の安全性の確保
- ② 非常災害時における備蓄用非常食等の確保
- ③ 身体拘束の原則禁止の実効性の確保
- ④ キャリアパスの整備
- ⑤ 特別養護老人ホームにおける居室定員の変更
- ⑥ サービスの質の評価や改善の取り組み等の県への報告
- ⑦ サービス提供記録等の保存年限の延長
- ⑧ 木材利用の推進
- ⑨ 食べる意欲を高める食事の提供

国解釈通知

- 1 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準について
- 2 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について
- 3 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について
- 4 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について
- 5 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について
- 6 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について
- 7 指定介護療養型医療施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について
- 8 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について

スライド

県要綱

- 1 奈良県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する要綱
- 2 奈良県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する要綱
- 3 奈良県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する要綱
- 4 奈良県指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する要綱
- 5 奈良県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する要綱
- 6 奈良県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する要綱
- 7 奈良県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する要綱
- 8 奈良指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する要綱

【要綱の概要】

A 国解釈通知と同様の取扱いを規定する項目

B 本県独自の取扱いを規定する項目

a 県内規を明文化する項目

- ⑩ 生活相談員の資格要件
- ⑪ 通所介護における看護職員の配置基準
- ⑫ 通所介護における設備基準
- ⑬ サービスの提供の記録の記録内容
- ⑭ サービス計画の変更時期
- ⑮ 衛生管理等
- ⑯ 事故発生の防止

b 条例独自基準を具体化する項目

- ⑤ 特養の居室定員を4人以下とすることができる場合の具体的基準
- ⑥ 報告の具体的内容
- ⑦ 保存年限を5年に延長する記録の特定

c 条例独自基準の趣旨を規定する項目

- ④ キャリアパスの整備
- ⑧ 木材利用の推進
- ⑨ 食べる意欲を高める食事の提供

県内規

- ① 生活相談員の資格要件
- ② 通所介護における看護職員の配置基準
- ③ 通所介護における設備基準
- ④ サービスの提供の記録の記録内容
- ⑤ サービス計画の変更時期
- ⑥ 衛生管理等
- ⑦ 事故発生の防止

明文化